

環境アセスメントのための  
よりよいコミュニケーション優良事例集

平成 29 年 7 月

環境省 総合環境政策局 環境影響評価課



# はじめに

環境アセスメントによって、よりよい事業を作り上げていくためには、双方向の情報交流を通じて、地域の住民のほか、NGO・NPO、地方公共団体、学識経験者等の専門家など、幅広い方々が保有している環境情報（動植物の生育・生息状況やより環境影響が低減できる環境保全措置等）を収集し、考慮することが重要です。

また、事業者の環境保全に関する取組状況やその成果について住民等へ適切に情報提供を行い、環境保全に向けて努力していく姿勢を示すことは、事業者の社会的評価を高めることにつながり、事業者自身にとってもCSRに関する取組を社会的にアピールする上でも有効であると考えられます。

一方で、環境アセスメントにおいて実施されている、環境影響評価図書の公表や説明会等については、「開催の周知が不十分」「環境影響評価図書や説明資料がわかりやすく作られていない」「説明会において十分な質疑応答時間が確保されていない」などの課題が指摘されています。

そのため、環境アセスメントにおける事業者と幅広い方々とのコミュニケーションがより有意義になるよう、今後環境アセスメントを実施する事業者の方はもとより、地域の住民やNGO・NPOのみならず、コミュニケーションを支援する地方公共団体の担当者の方々にも参考としていただけることを目的として、「優良事例集」を作成しました。なお、本事例集には、環境アセスメントにおける事例はもとより、類似する制度等における事例も掲載し、幅広い視点からコミュニケーションのかたちをご紹介します。

## 目次

はじめに	1
1. コミュニケーションの意義と課題	2
2. 環境影響評価手続の各段階における情報交流	4
3. 周知に関する課題と優良事例	6
4. 環境影響評価図書に関する課題と優良事例	12
5. 説明会に関する課題と優良事例	16
参考文献	22

# 1. コミュニケーションの意義と課題

ここでは、環境アセスメントにおけるコミュニケーションの意義・重要性を解説します。

## (1) 環境アセスメントとは

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価と環境保全措置の検討を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を作り上げていくものです。

事業者は、環境アセスメントの複数の段階において、①環境アセスメントの方法やその結果等を取りまとめた環境影響評価図書を公表、②その内容について説明会を開催、③住民等から意見を聴く、④その意見に対して次の段階で見解を示すことなどを通じて、幅広い方々とコミュニケーションを図ることが、環境影響評価法（平成9年法律第81号）や地方公共団体がもつ環境影響評価条例等により定められています。

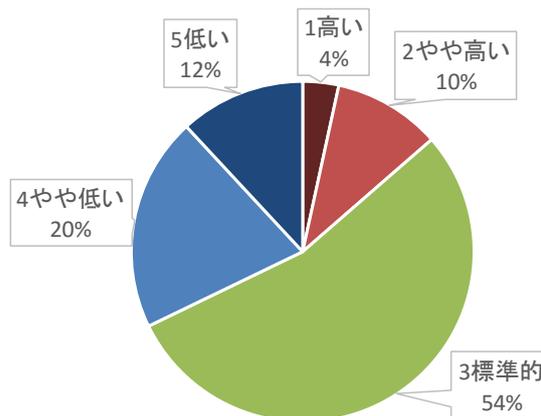
## (2) 環境アセスメントにおけるコミュニケーションの重要性

環境の保全の観点からよりよい事業を作り上げていくためには、その熟度を高めていく過程において、環境情報を収集し、考慮することが重要です。事業に関係する環境情報は、地域の住民のほか、NGO・NPO、地方公共団体、学識経験者等の専門家など、幅広い方々が保有しており、事業者がこのような環境情報を収集し、考慮するためには、これら幅広い方々との十分なコミュニケーションが不可欠です。そのため、環境影響評価法や地方公共団体がもつ環境影響評価条例等により定められた環境影響評価図書の公表や説明会等のほか、事業者独自の取組について、より有意義なコミュニケーションが図れるよう、事業の内容や地域の特徴に応じて創意工夫をすることが望まれます。

また、事業者の環境保全に関する取組状況やその成果について住民等へ適切に情報提供を行い、環境保全に向けて努力していく姿勢を示すことは、円滑な事業の実施に資するほか、事業者の社会的評価を高めることにつながり、事業者自身にとってもCSRに関する取組を社会的にアピールする上でも有効であると考えられます。

### (3) 環境アセスメントにおけるコミュニケーションの課題

地方公共団体へのアンケート（平成 28 年度）結果では、「意見書の提出数が少ない」「説明会に参加する住民等の数が少ない」といった理由から、環境アセスメント制度全般における情報交流に対して、住民等の関心は「高い」「やや高い」との回答が 14%に対して、「低い」「やや低い」が 32%でした。



回答数 63 自治体

Q：環境アセスメント制度全般における情報交流に対する住民等の関心・意識は高いと感じられますか？

既存文献では、環境アセスメントにおけるコミュニケーションについて、以下のような課題が指摘されています。

	事業者側	住民等の側
コミュニケーションに参加する意識や取組が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手間とコストがかかるため、必要最小限の対応に留めたい。</li> <li>・「寝た子を起こしたくない」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関心がなく説明会参加者、意見提出数が少ない。</li> </ul>
周知が必ずしも効果的でない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の方法については法令の枠内で事業者の選択に委ねられており、取組にバラツキが出る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識的に情報を集めていないと必要な情報を見落としてしまう場合がある。</li> </ul>
環境影響評価図書がわかりにくい、公表の方法が不親切	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門用語が多く難解である。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>
コミュニケーションが一方通行になりがち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の意見に対する見解が噛み合っていない。</li> <li>・説明会での説明が形式的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反対のための反対で環境保全措置に結びつかない場合がある。</li> <li>・環境保全上の意見でなく、事業に対する懸念等を訴えるものが見られる。</li> </ul>
地域に即した論点発見の努力や情報が不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の自然愛好会等の文献が活用されていない。</li> <li>・それら団体等へのヒアリングが行われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全上有益な情報を有していてもそれを事業者に提供できていない。</li> </ul>

出典：以下の資料の記載内容を元に再構成し、一部内容を加筆。

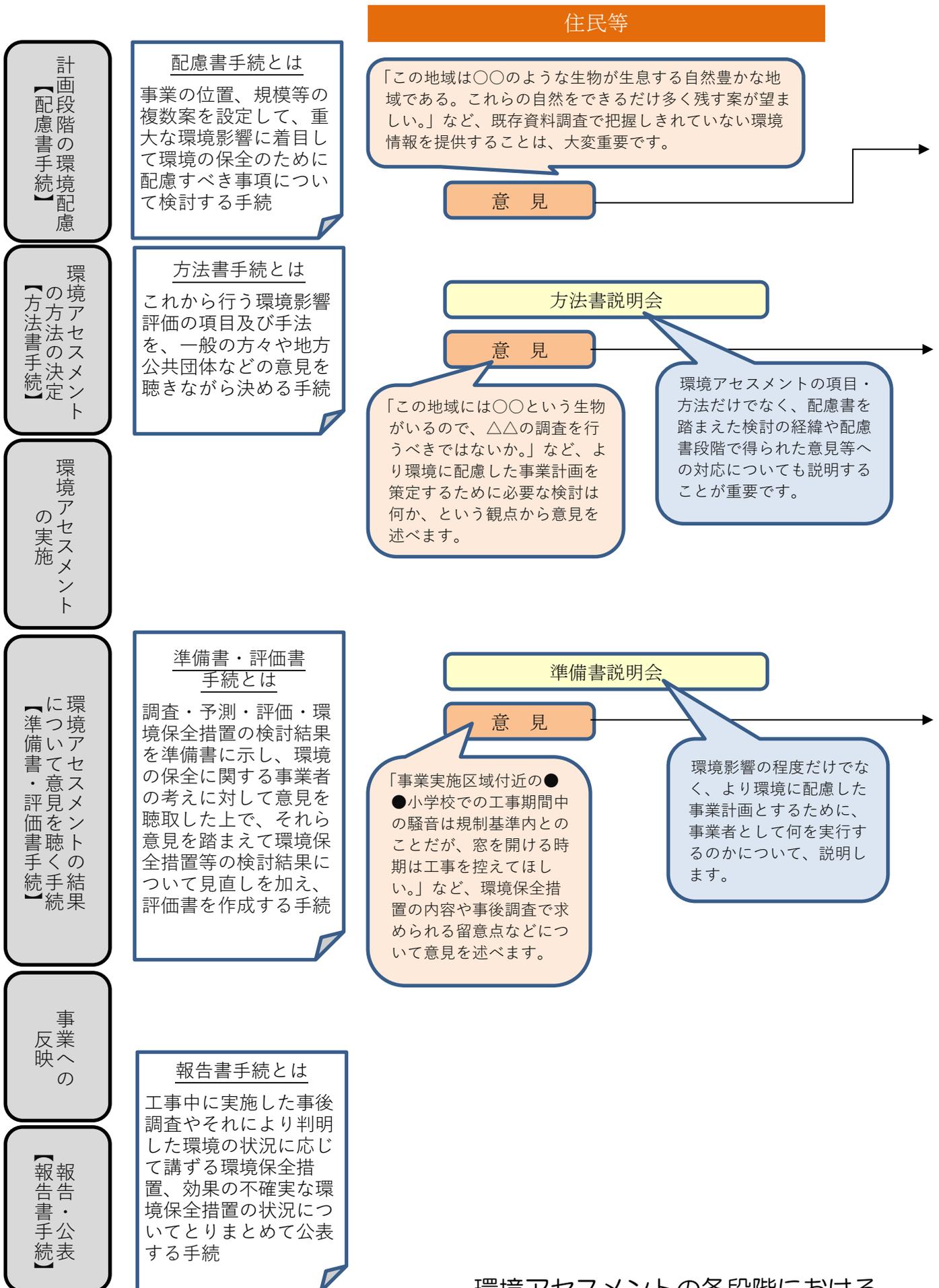
「参加型アセスの手引き～よりよいコミュニケーションのために～」

(平成 14 年 環境省総合環境政策局環境影響評価課編)

「実践ガイド 環境アセスメント」(平成 19 年環境アセスメント研究会編集)

「適切な環境配慮を組み込むために『環境アセスメントにおける情報交流の基本』」(平成 26 年 環境アセスメント学会)

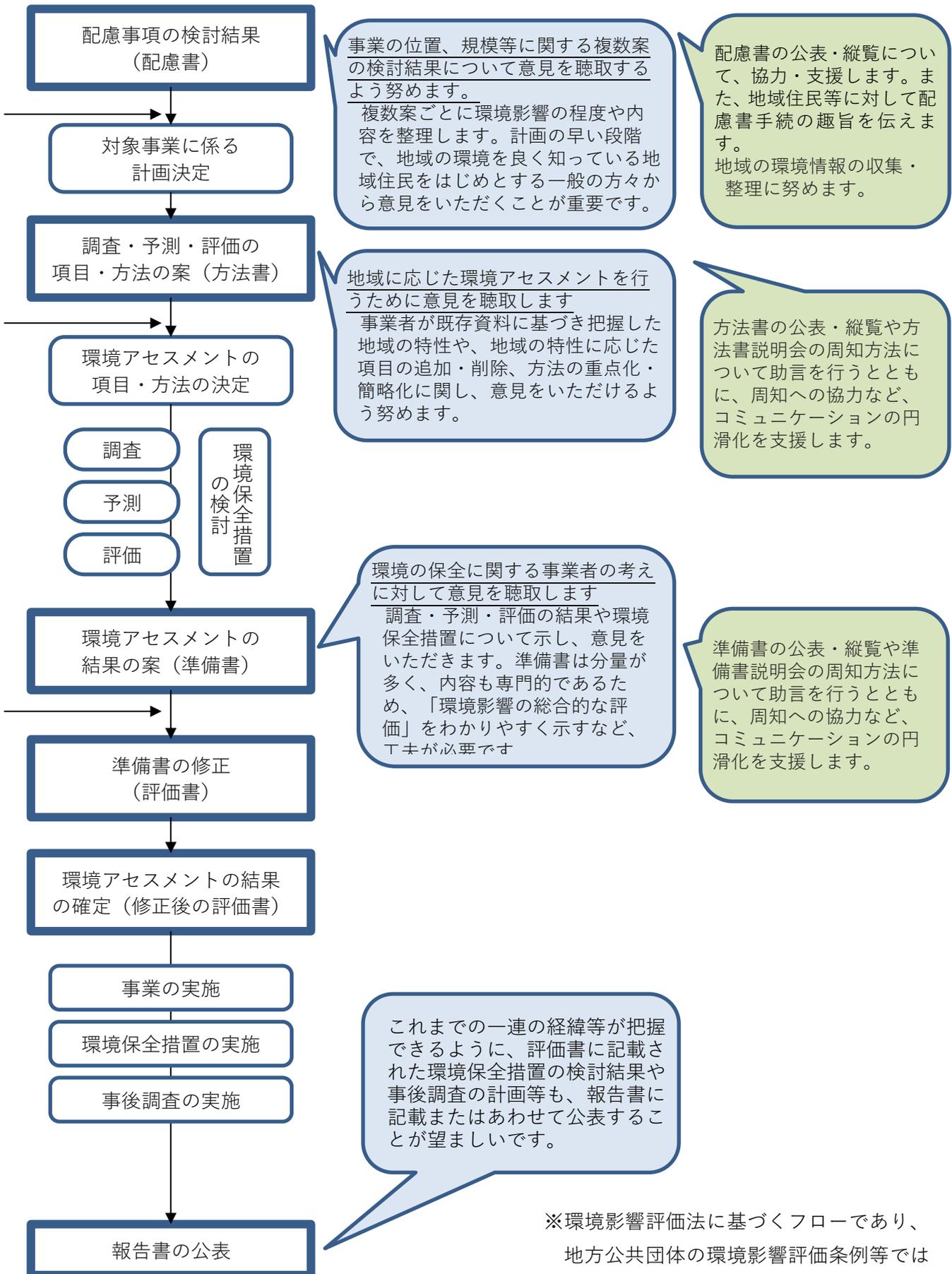
## 2. 環境アセスメントの各段階におけるコミュニケーション



環境アセスメントでは、複数の段階でコミュニケーションの機会が設けられており、それぞれの段階の目的を踏まえた取組を行うことが重要です。

事業者

地方公共団体



※環境影響評価法に基づくフローであり、地方公共団体の環境影響評価条例等では異なる場合があります。

コミュニケーションの留意事項

### 3. 周知に関する課題と優良事例

環境アセスメントにおいて、住民等から適切に意見を得るためには、環境影響評価図書の公表や説明会開催についての周知を十分に行うことが第一歩です。

#### ■周知に関する課題

地方公共団体へのアンケート（平成 28 年度）結果では、周知について以下のような課題があると指摘されています。

##### 地方公共団体の環境アセスメント担当者が感じる周知に関する課題

- ・周知の実施は事業者任せられており、事業者の意欲次第で周知の行き届き方が異なる。
- ・不特定多数に向けた新聞やウェブサイトによる周知では、情報を受け取る住民側が常にそれぞれの媒体を注視していないと、情報をキャッチできないおそれがある。
- ・日常的に新聞を購読している層やインターネットを利用している層など、住民の幅広いライフスタイルに合わせて、複数の媒体で周知する必要がある。

#### ■周知に関する取組状況など

##### ○法や条例における周知の方法の規定

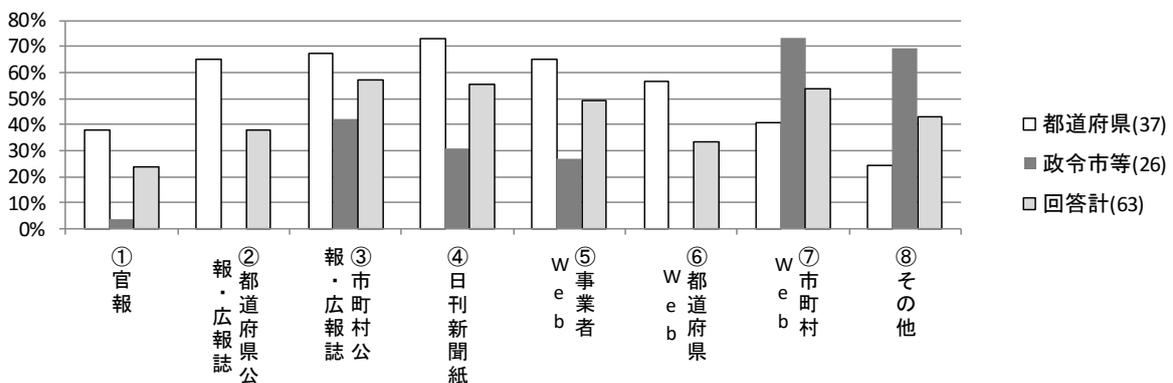
環境影響評価法では、方法書や準備書の公表や説明会の公告方法として、官報、地方公共団体の公報又は広報誌、日刊新聞のうち適切な方法によることとしています。地方公共団体の環境影響評価条例等では、よりきめ細かい方法や、複数の手法によることを定めているものもあります。

##### 環境影響評価法における周知の方法の規定（環境影響評価法施行規則第1条の6）

次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 官報への掲載
- 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

##### 地方公共団体における周知の方法の規定



※「その他」の例

掲示板への掲示、印刷物の配布・回覧、プレスリリース など

## ○様々な周知方法の特徴と課題

	特徴	課題
官報	・紙媒体のほか、インターネットでも閲覧ができる。	・一般の方々に官報を見る人は少ない。
広報誌	・特に市町村の公報・広報誌は住民に身近で目に触れやすい。	・原稿の締め切りや発行日の制約があり、日程の調整が困難。 ・掲載スペースに制約がある。
日刊新聞	・地方紙や全国紙の地方版の単位で広範囲に多くの部数が発行される。	・新聞を購読していない世帯へ周知できない。 ・紙面上で広告が最下段にある場合が多く、目にとりにくい。 ・新聞への掲載費用が高額であり、避けたがる事業者がいる。
インターネット	・不特定多数への周知が可能。	・興味のある人しかアクセスしない。 ・周知が行われているサイトを探しにくい。
印刷物の配布・回覧	・地域の各戸に届く。	・事業者が自ら行う場合には費用や手間の負担が大きい。 ・自治会の協力を得て行う場合には、自治会に未加入の住民の増加により全戸へ行き届かないケースがある。

※地方公共団体アンケート（平成 28 年度）結果等を元に作成。

## ○地方公共団体の取組

地方公共団体の環境アセスメント担当部局では、環境影響評価図書の公表や説明会の開催に関する周知について、地域の状況に応じた助言・協力を行っている場合があります。

### 地方公共団体による周知に関する助言・協力の例

- ・住民の目に触れやすい市町村の広報誌への掲載により周知を行うよう説明している。
- ・チラシの各戸配布に際して自治会等の協力を得るよう説明している。
- ・各戸と不特定多数を対象とする方法を組み合わせるなど、複数の方法で周知するよう説明している。
- ・地方公共団体の公式ツイッターやメールマガジンにより周知に協力している。

※地方公共団体アンケート（平成 28 年度）結果等を元に作成。

## ○有効な周知を図るために

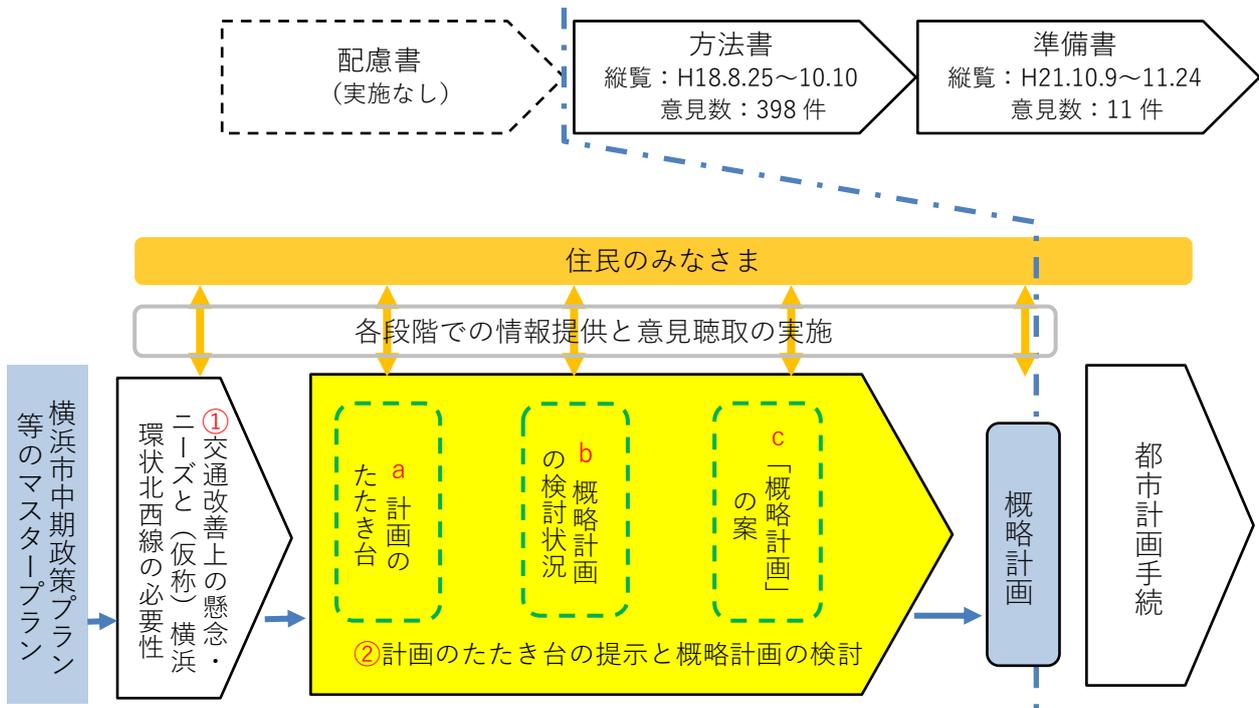
事業の内容や地域のコミュニティ形成の状況、住民等の関心事項によって、有効な周知の方法は様々です。地方公共団体等のアドバイスも受けながら、事業の内容や地域の特徴に応じた周知の方法を選択することが重要です。

事業の概要

事業名	高速横浜環状北西線
事業者	横浜市・首都高速道路株式会社
概要	<p>東名高速道路の横浜青葉インターチェンジと第三京浜道路の港北インターチェンジ間を結ぶ自動車専用道路の建設事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起点：横浜市青葉区下谷本町 ～ 終点：横浜市都筑区川向町</li> <li>・ 延長：約 7.1km（うちトンネル部 約 4.1km）</li> <li>・ 道路構造：往復 4 車線、設計速度 60km/h（第 2 種第 1 級）</li> <li>・ 事業期間：平成 24 年度～平成 33 年度</li> </ul>

事例の位置づけ

この事例は、構想段階における概略計画検討のためのパブリック・インボルブメントの取組です。



説明会の開催状況等

計画のたたき台に関する説明会 (地域住民からご意見を聴く会)	平成 16 年 4 月～平成 16 年 5 月（計 7 回、参加者計約 200 人）
「概略計画」の案に関する説明会 (周辺自治会・町内会との会合)	平成 17 年 1 月～平成 17 年 3 月（計 15 回、参加者計約 300 人）

創意工夫の背景（事業部局担当者へのヒアリング結果）

- ・ 国土交通省が平成 14 年 8 月に「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」を公表しており、パブリック・インボルブメント手法導入の背景となっています。
- ・ 都市計画決定した路線を前提とした従来の事業において反発があった事例を踏まえて、路線を決める段階からの住民参加の手法としてパブリック・インボルブメントを導入しました。

## 創意工夫の内容

### ■段階ごとの情報提供と意見聴取

- ・ニーズの把握から概略計画の検討にかけて、複数の段階で情報提供と意見聴取を実施しました。
- ・段階に応じて適した意見聴取の方法として、「a 計画のたたき台」段階では小学校等で開催したオープンハウスに併設する形で「地域住民からご意見を聴く会」（7回、参加者計約 200 人）を、「c 『概略計画』の案」の段階では沿線の地域を対象として「周辺自治会・町内会との会合」（15回、参加者計約 300 人）を採用しました。

### ■意見のとりまとめと見解の提示

- ・各段階で住民意見を「みなさまの声」としてとりまとめ、冊子及びホームページで公表しました。
- ・「概略計画」をとりまとめた段階で、それまでに寄せられた様々な懸念・ニーズに対しての見解及び計画への反映状況を提示しました。

## 創意工夫の効果

- ・パブリック・インボルブメント段階において意見を出して回答を得るというプロセスを繰り返したことで、住民の皆さんの納得が得られやすかったように思います。（事業部局担当者の声）
- ・意見を取りまとめて「みなさまの声」という冊子として公表したことで、他の人々の様々な意見にも接することができ、事業への理解の一助になったと思われます。（事業部局担当者の声）
- ・環境アセスメント手続の前に住民と事業者の双方向のやりとりが丁寧に行われた結果として、混乱がなく、手続が円滑に進んだ点で効果があったと考えられます。（地方公共団体環境アセスメント部局担当者の声）
- ・パブリック・インボルブメントにおけるコミュニケーションを通じて地域とのつながりを醸成することができました。事業中の現在における情報提供や意見交換などに役立っていると思います。（事業部局担当者の声）

#### 苦労した点（事業部局担当者の声）

- ・道路の線形を決めるところからの住民参加ということで、事業化までに多くのプロセスが必要となること。

## 有識者のコメント（有識者については背表紙ご参照）

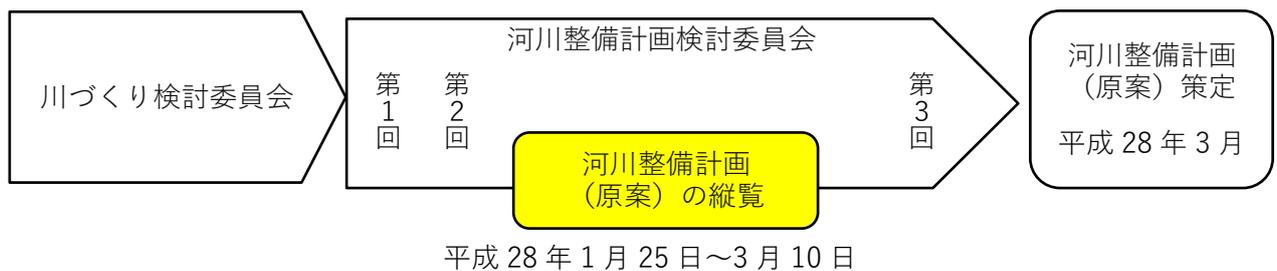
- ・この事例はパブリック・インボルブメントに関するものですが、ある地方公共団体では、環境アセスメント手続の中で地方公共団体が開催する公聴会において、事業者と公述人（住民等）が相互にやり取りする機会を設けており、このような方法も、双方向のコミュニケーションと言えます。
- ・路線決定を前提とした手法での事例を反省材料としながら、パブリック・インボルブメントを導入し、早期段階での双方向コミュニケーションの実施による成功例はとても参考となります。
- ・地域のコミュニティによっては、説明会で質問や意見を言いにくい住民等もいます。説明会の際に、アンケートを行って意見を聴きとることで、一層双方向のコミュニケーションが活発になるでしょう。
- ・説明会の参加者からフィードバックを受けて、説明会のわかりやすさなどを検証し、次の説明会に活かすことも重要であり、このような取組も双方向のコミュニケーションの一つです。

事業の概要

事業名	朱太川（しゅぶとがわ）河川改修事業（環境アセスメント以外の事例）
事業者	北海道 後志総合振興局
概要	北海道後志総合振興局管内の黒松内町及び寿都町の2町を流れる2級河川朱太川において実施している河川改修事業。 ・計画対象区間：31.4km（うち、整備済区間 3.3km、優先整備区間 5.3km） ・主な工種：河道の掘削及び護岸工 ・計画対象期間：河川整備計画策定から概ね 20 年間

事例の位置づけ

河川管理者は、河川法第 16 条の 2 に基づき、河川整備計画の策定にあたっては、必要があると認めるときは、関係住民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされています。このため、この事業では、住民説明会などにより、広く意見を聴取することとしました。



説明会の開催状況等

河川整備計画(原案)説明会	平成28年2月9日（場所：黒松内町コミュニティ防災センター、参加者数：7名）
	平成28年2月10日（場所：寿都町湯別会館、参加者数：8名）

創意工夫の背景（事業部局担当者へのヒアリング結果）

- ・流域の大半を占める黒松内町では、平成24年3月に「黒松内町生物多様性地域戦略」を策定しており、環境保全に対する意識が高い地域と考えられました。
- ・しかし、河川整備計画（原案）に関する住民説明会では、参加者は10名以下でした。
- ・この結果から、周知・意見聴取が不十分と判断し、チラシによる住民説明会開催結果の周知／河川整備計画（原案）縦覧の周知を実施しました。

創意工夫の内容

- ・住民説明会の実施結果に関するチラシ（A4 両面・カラー）を作成し、チラシには河川整備計画（原案）の縦覧場所や期間についての情報も掲載しました。
- ・関係する地域（※）の住民に対して、全戸配布により情報提供を行いました。  
 ※配布範囲：朱太川流域内（黒松内町全域 460 戸、寿都町の一部 40 戸）
- ・事業者である道がチラシを作成・印刷し、各町に配布を依頼しました。町職員から町内会長に必要部数を確認の上配布を依頼しました。

## 朱太川の川づくり（河川整備計画原案）について 住民説明会を開催しました。

黒松内町での住民説明会の様子（2/9(水)）



青都町での住民説明会の様子（2/10(木)）



### 【説明会で出された意見】

- 唯一号橋付近は、白炭川も含め5つの支川が合流しているにも関わらず、その下流は、非常に狭くなっているのをそをもっと広げてほしい。
- 河道の掘削方法で、片岸は触らないようにして、動植物の生態系にダメージを与えないようにすることは良いことだと思う。
- 掘削地区は、過去に被害を受けた地区なので、ある程度のスピード感を持った形で施工していただきたい。
- 地球の気候が変化している中で、計画規模30年というのはどのようにきめているのか。（この他にも、たくさん意見をいただきました）

皆様からいただいた貴重なご意見は、学識者や地元有識者らで構成される「朱太川水系河川整備計画検討委員会（次回平成28年3月17日(木)13時より黒松内町環境学習センターにて開催予定）」に報告し、朱太川の川づくりに反映させていきたいと考えております。

ただし、朱太川河川整備計画（原案）を縦覧しております。  
まだまだ皆様からのご意見を募集しておりますので、  
縦覧場所に設置している意見箱に投函ください。

（閲覧資料・意見用紙は縦覧場所に置いてあります。）

（縦覧期間）午前9時～午後5時（土日祝日は除く） ※縦覧期間を延長しました

（縦覧場所）

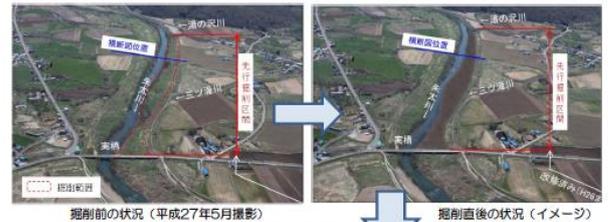
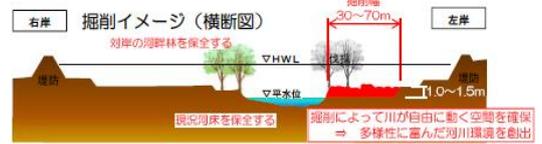
- ・
- ・
- ・
- ・

### 朱太川水系河川整備計画（原案）についての意見等

住所	
氏名	
意見等	

## 【参考】

### 今後の改修工事の進め方



※ 詳しい資料は、縦覧箇所に設置しております。

## 配布したチラシ

## 創意工夫の効果

- ・インターネット掲載による方法と比べて、情報が住民の目に触れる機会は各段に上昇したと考えられます。（事業部局担当者の声）
- ・町の広報のような原稿切れが無くタイムリーに情報を周知できました。また、情報量（文字数や図、カラー）の制約も無く、自由な書式で資料が作成可能でした。（事業部局担当者の声）
- ・この地区は住民が少なく、高齢化も進んでいるので、回覧をするのも苦勞が多いです。インターネットも見ない人が多いです。戸別にチラシを配布してもらった方が、住民としてはありがたいです。（地域住民の方の声）

### 苦勞した点（事業部局担当者の声）

- ・チラシの配布は町や町内会長に依頼しており、町職員及び町内会の理解と協力が不可欠だった。

## 有識者のコメント（有識者については背景紙ご参照）

- ・環境アセスメントにおける事例でも、チラシを全戸配布しているものがあります。
- ・都心のように人口密度が高い地域では、全戸配布は比較的容易ですが、住居が点在するような地域では、全戸配布には労力を要します。この点、この事例は町・町内会に協力を要請することで、円滑にチラシを配布している点が参考になります。
- ・チラシの全戸配布という労力が大変ですが、町内会を巻き込むこと自体で参加の度合いが強まっています。町内会として回覧することで、住民の一人である町内会役員などが情報の供給者となります。
- ・一定地域内へのポスティングを請け負うサービスもあり、それを活用することも考えられます。

## 4. 環境影響評価図書に関する課題と優良事例

環境アセスメントの方法やその結果等を取りまとめた環境影響評価図書は、コミュニケーションの基礎となります。また、環境アセスメントを円滑に進めるためには、必ずしも専門的知識を有しない地域の住民等にも内容をわかりやすく周知することが必要であることから、環境影響評価図書を要約した図書を公表することが、環境影響評価法において定められています。

### ■環境影響評価図書に関する課題

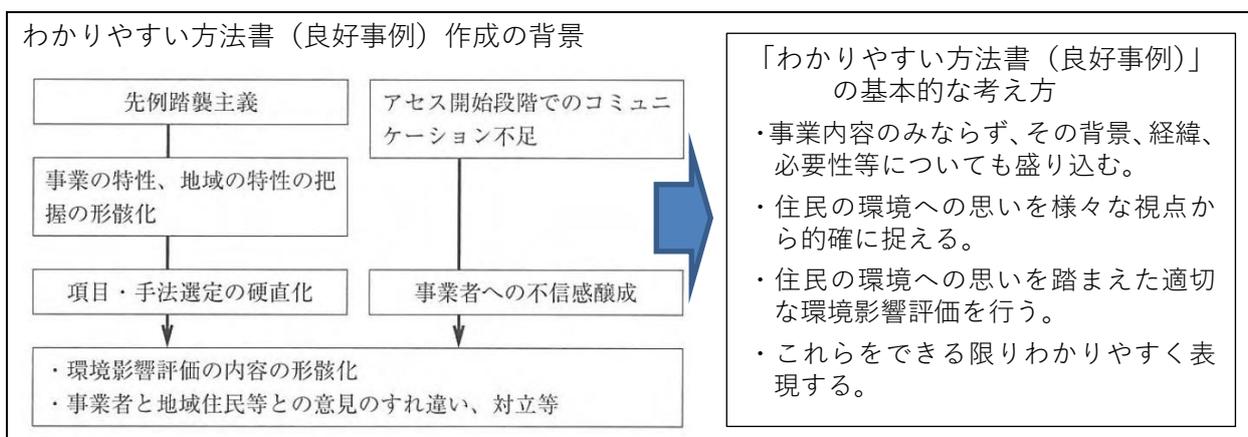
地方公共団体へのアンケート（平成 28 年度）結果では、環境影響評価図書や要約書について以下のような課題があると指摘されています。

地方公共団体の環境アセスメント担当者が感じる環境影響評価図書に関する課題

環境影響評価図書全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容が専門的すぎてわかりにくい。</li> <li>・量が膨大過ぎて読む気にならない。</li> <li>・住民とのコミュニケーションツールであるという認識が事業者に不足している。</li> </ul>
要約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編の主要部分を抜粋して再構成しているだけで、分かりやすくする工夫が足りない。</li> <li>・要約書なのに情報量が多すぎる。</li> <li>・簡潔にまとめられたパンフレットの的なものとして要約書を作成すべき。</li> </ul>

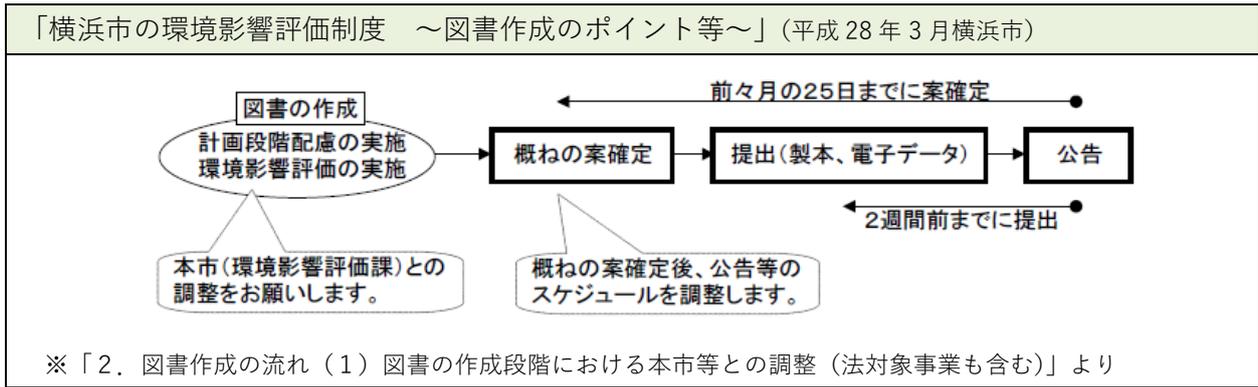
### ■環境影響評価図書に関する取組状況等

○環境影響評価図書作成の参考となる文献等



出典：「実践ガイド 環境アセスメント」（平成 19 年環境アセスメント研究会編集）より抜粋整理。

環境影響評価図書作成に関する事前調整に関する指導の例



環境影響評価図書作成に関する共通事項の例

- 「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成28年1月長野県)
- ・関係書類は、広く一般住民が理解できるよう、わかりやすく簡潔な文章で記述すること。
  - ・学術用語、法令用語等にはわかりやすい注釈を付けること。
  - ・客観的な事実と、それを基に推論した見解は明確に区別すること。
  - ・地図情報は、位置等が明確に判読可能なものを用いること。
  - ・既存文献等を用いる場合は、出典(著者名、名称、調査年等)を明記するとともに、できる限り信頼性の高い著者等の最新のものを使用すること。
  - ・公表することを前提に、希少生物の分布については別冊にする等の配慮をすること。
  - ・関係書類は、原則として、A4縦の用紙に横書きとし、本文の文字は9ポイント以上とすること。なお、図表等についてそれを超えるサイズの用紙を使う場合には、A4に折り込むこと。
- ※「第1章 総論 7 関係書類の作成上の留意事項 7.1 共通事項」より

要約書作成に関する事項の例

- 「神戸市環境影響評価等技術指針」(平成25年4月神戸市)
- ・実施計画書の要約書については10～20ページ程度、評価書案の要約書については20～30ページ程度を目安とすること
  - ・文章は「ですます調」で記述すること。また、本文のフォントは10.5～12ptを目安にできるだけ大きいフォントを使用する、行間を詰めすぎないなど、見やすい図書とすること
  - ・カタカナ用語や省略したアルファベット等の使用はできるだけ避けること
  - ・市民が聞きなれない用語については、巻末に用語解説をつけるとともに、当該用語が出現するページには用語解説があることを明記すること
  - ・詳しく知りたい人のために、評価書案等の参照すべきページを記載するとともに、図書の縦覧場所等を明記すること
  - ・要約書等の内容及び環境影響評価制度全般に関する問い合わせ先(事業者及び神戸市環境局)について記載すること
  - ・分かりやすい箇所に、環境影響評価手順のフロー図を記載し、当該図書に係る手順がフロー図のどこに位置するか、当該図書の性格・目的は何か、どのような観点からの市民意見を求めるのか、意見書の提出方法等について、分かりやすく記載すること
- ※「別表7 説明用資料の作成の際留意すべき事項 共通事項」より

○わかりやすい環境影響評価図書のために

特に要約書は、必ずしも専門的知識を有しない地域の住民等の理解に資するためのノンテクニカルサマリーであり、内容をわかりやすく周知する工夫が重要です。

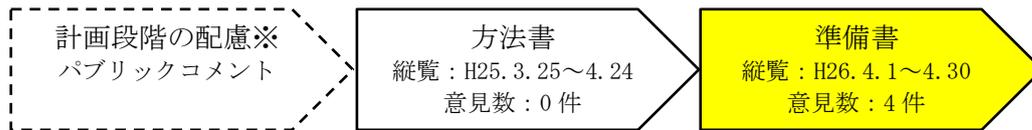
優良事例  ③	<h2 style="margin: 0;">一般の方々が理解しやすい概要書を作成</h2> <p style="margin: 0;">響灘東地区処分場整備事業（公有水面の埋立事業・廃棄物最終処分場の設置事業）【北九州市】</p>
---------------	--

### 事業の概要

事業名	響灘東地区処分場整備事業（公有水面の埋立事業・廃棄物最終処分場の設置事業）
事業者	北九州市 港湾空港局
概要	<p>北九州市における既存処分場の残容量が平成 33 年度に限界を迎えることから、長期にわたり安定的な廃棄物処分場を確保するとともに、航路・泊地の整備・維持のために発生する浚渫土砂の処分場を確保することを目的として、新たな廃棄物海面処分場を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域：北九州市若松区響町二丁目地先公有水面</li> <li>・ 埋立面積：約 38ha（うち、最終処分場 約 22ha、土砂処分場 約 16ha）</li> <li>・ 工事期間：事業開始～平成 30 年代前半</li> <li>・ 埋立期間：平成 30 年代前半～平成 50 年頃</li> </ul>

### 事例の位置づけ

この事例は準備書段階における取組です。



#### 説明会の開催状況等

計画段階の配慮※	・パブリックコメント (平成 24 年 9 月 4 日～10 月 4 日、意見数 55 件(31 通))
方法書説明会	平成 25 年 4 月 17 日 (場所：赤崎市民センター、参加者数：14 名) 平成 25 年 4 月 25 日 (場所：小石公民館、参加者数：約 90 名)
準備書説明会	平成 26 年 4 月 9 日 (若松区赤崎市民センター、参加者数：14 名) 平成 26 年 4 月 23 日 (若松市民会館、参加者数：46 名) 平成 26 年 4 月 24 日 (若松市民会館、参加者数：44 名) 平成 26 年 4 月 25 日 (若松区小石公民館、参加者数：110 名)

※配慮書手続に係る規定の施行前において、北九州市が独自に行った配慮書に準じた手続。

### 創意工夫の背景（事業部局担当者へのヒアリング結果）

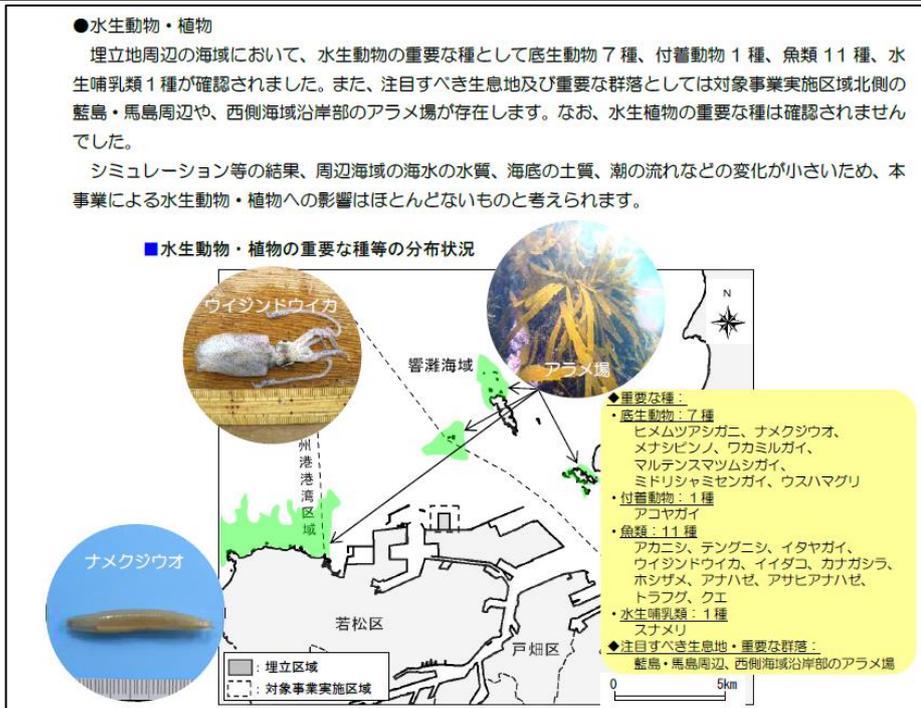
- ・一般の方々への説明会で使用する目的で、要約書より理解しやすい資料として、概要書の作成を行いました。

### 創意工夫の内容

- ・要約書を一般の方々にわかりやすくしたのとして概要書（8 ページ構成）を作成しました。概要書には写真や図を多く取り入れ、文書や式の類を極力入れないことに留意しました。
- ・縦覧の際に準備書・評価書や要約書とともに配置し、説明会において説明資料として配布しました。

概要書のページ構成

1	タイトル、事業計画の概要（目的、位置、規模） ■響灘東地区処分場整備事業の位置図	5	予測及び評価の結果（地形や地質、水生動物・植物） ■潮流の予測図、■CODの予測図 ■水生動物・植物の重要な種等の分布（下図）
2	事業計画の概要（工事計画、護岸構造） ■護岸構造断面図、◎工事概略工程表	6	予測及び評価の結果（陸生動物・植物、生態系） ■陸生動物・植物の重要な種等の分布 ◎生態系の注目種表、■食物連鎖図
3	環境影響評価の実施内容（項目、手続の流れ） ◎選定した評価項目の表、■手続のフロー図	7	予測及び評価の結果（景観、憩いの場、廃棄物等）、環境配慮事項の実施内容 ■フォトモンタージュ、◎環境配慮事項表
4	予測及び評価の結果（大気、騒音・振動、悪臭、潮の流れ、海水の水質、海底の土質） ■工事中の騒音、二酸化窒素の予測図	8	埋立用材の受入監視、水質監視及び事後調査、 おわりに、問い合わせ先 ◎埋立用材の種類表、■検査状況写真、 ◎水質監視及び事後調査内容表、■同地点図



凡例  
 ■：図  
 ◎：表

写真や図を多く取り入れた概要書（抜粋）

創意工夫の効果

- 一般の方々への説明会で、参加者全員に配布して簡潔に説明することができたことは、準備書のエッセンスを理解いただく上で役だったものと考えられます。（事業部局担当者の声）

苦勞した点（事業部局担当者の声）

- 概要書は条例で義務付けられていない資料であり、概要書の作成・印刷費用が発生したこと。

有識者のコメント（有識者については背表紙ご参照）

- 要約書をさらに簡略した「概要書」の作成は、一般の方に積極的に周知しようという事業者の意志が見てとれます。地域と共に、地域のためにという配慮の心が伝わってきます。
- 読みやすい資料としては、分量はこの事例のように8ページ程度が限界ではないかと思えます。
- すべての評価項目について説明しようとする、広く薄い説明となってわかりにくくなるのではないのでしょうか。事業の内容や地域の状況、環境影響の程度などを考慮して、メリハリをつけて記載する方が、本当に重要なことが伝わると思えます。
- 地域で活動する環境保護団体が収集している環境情報などを、積極的に活用することで、地域の実情に応じた住民等の意見の取入れになるのではないのでしょうか。

## 5. 説明会に関する課題と優良事例

環境影響評価法においては、方法書と準備書の段階において、事業者が環境影響評価図書の内容について説明会を開催することとされています。説明会は、地域の住民等から直接質問等を受け付け、それに対し回答を行うことで、双方向のコミュニケーションを行うことができます。

### ■説明会に関する課題

地方公共団体へのアンケート（平成 28 年度）結果では、説明会について以下のような課題があると指摘されています。

地方公共団体の環境アセスメント担当者が感じる説明会に関する課題

説明会の運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間的制約により、質疑応答が中途半端となる場合がある。</li><li>・質問数を制限するなど、十分な質疑応答がなされない場合がある。</li></ul>
説明の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・結果の数値を示すだけの説明会では参加者が興味を持っていない。専門的な内容を端的にわかりやすく伝えることが重要。</li></ul>
環境の保全の見地“以外”の意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境の保全の見地以外の意見や質問に終始してしまうケースがある。</li><li>・環境の保全の見地以外の意見や質問は環境アセスメント手続きには反映されないが、どの様に対応すべきかが課題。</li></ul>
説明会の内容の公開	<ul style="list-style-type: none"><li>・説明会の結果を公表する制度がなく、参加者以外に共有されない。</li><li>・説明会での発言内容がそのまま「環境の保全の見地からの意見」として記録・報告されるのではなく、別途意見書を提出する必要があることを知らない参加者がいる。</li></ul>
説明会の参加者	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加する住民が少ない。</li><li>・説明会への参加者の年齢層が偏っている。</li><li>・関心の高い一部の住民等が常に説明会に出席する状況がある。</li></ul>

※地方公共団体アンケート（平成 28 年度）結果等を元に作成。

### ■説明会に関する取組状況など

#### ○説明会の開催準備の参考となる文献等

たとえば、「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」（平成 27 年 6 月公益財団法人 日本環境協会）には、説明会の準備や当日の運営に関する実践的な手引きが記載されています。

#### ○有意義な説明会のために

住民等の理解を得て事業を円滑に進めるためにも、コミュニケーションを双方向で行うことは有効であり、説明会はその絶好の機会です。法律で定められた説明会の機会に創意工夫を凝らし、有効に活用することは、効率的に住民等の理解を得ることにつながります。

実践編 第 2 章 住民説明会の開催について

(1) 住民説明会の実施体制の検討

- ・事前準備から当日に向けての役割分担例としては、右図に示す体制が想定される。

(2) 説明会の計画立案

①説明会開催日時の設定

- ・参加者のライフスタイルに配慮（複数回とする、休日に開催、食事の時間帯前後を避ける 等）

②会場の手配

- ・地域住民の生活の場、交通の便のよい場所、徒歩・自転車等で来場できる場所を選定

③地元の中心的な役割をされている方々とのコミュニケーション

- ・自治体や各町内会・自治会の会長など地元の中心的な役割をされている方々に、事前に説明会開催について相談することが望ましい。周知についても依頼する。

(3) プログラムの作成 <略>

(4) 開催通知の配布・回覧<略>

(5) 説明資料の作成

①説明用スライド資料作成の基本

- ・シナリオづくりが重要。 ・専門用語には解説を。 ・文章よりも箇条書き。
- ・図表を入れて視覚的にわかりやすく。 ・1コマ中に図は2点以内。
- ・多色過ぎるとポイントがわかりにくいいため、配色・色数のバランスに注意。
- ・30分～1時間程度の説明とし、1枚を2～5分かけて説明するくらいの目安。

(6) 想定問答集の作成

- ・住民からの質問に対して的確にわかりやすく説明するため、想定される質問に対する回答を事前に考えておく必要がある。

(7) リハーサルの実施

- ・プログラムの始めから終わりまでのスタッフの動きや所要時間を確認。
- ・説明の早さ、ポイント、わかりやすさを確認。
- ・複数回開催し、説明者が変わる場合には、説明の公平性を保つため基本的なシナリオを共有しておく。

(8) 住民説明会の当日

①当日必要な段取り

- ・配付資料の部数は多めに用意：欠席者への配布依頼を想定
- ・会場が小さくてもマイクを用意：高齢者への配慮として
- ・説明会の写真を撮影：広報や資料作成のため撮影。参加者の後ろから撮影するなど、プライバシーに配慮。
- ・参加者用の筆記用具や記入シートなどを用意：メモ用紙や意見をいただくためのアンケート用紙等

②進行時の配慮

- ・説明会の目的を明確に伝える ・自己紹介は全員が行う
- ・終了時刻はできるだけ厳守 ・複数人で役割を分担

役割分担例

運営責任者 1名

資料作成・各手配担当  
4～5人で分担（参加者20名を想定）  
※リハーサル・当日兼務

当日本番

・受付 2名  
・司会 1名（運営責任者）  
・説明者 1名  
・タイムキーパー 1名  
・事業所責任者（社長・工場長等）  
・自治体関係者（参加可能な場合）  
・専門家（ファシリテーター・  
インタープリター）（必要な場合）

優良事例 ④	<h2 style="margin: 0;">聞きやすさを追求し、入念な準備で説明会に臨む</h2> <p style="margin: 0;">真岡発電所建設計画【栃木県】</p>
-----------	---

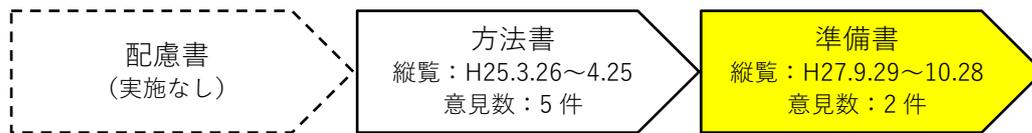
### 事業の概要

事業名	真岡発電所建設計画	
事業者	(株)コベルコパワー真岡※	
概要	栃木県真岡市の神戸製鋼所真岡製造所隣接地に発電設備を建設する計画。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）</li> <li>・ 燃料：都市ガス</li> <li>・ 出力：1号機、2号機 各 62.4万kW 合計 124.8万kW</li> <li>・ 運転開始時期：1号機平成31年（予定）、2号機平成32年（予定）</li> </ul>	 <p style="font-size: small;">出典：真岡発電所の概要（パンフレット）</p>

※平成28年3月(株)神戸製鋼所より事業を引き継ぎ。

### 事例の位置づけ

この事例は準備書段階における取組です。



#### 説明会の開催状況等

方法書 説明会	平成25年4月5日（参加者38名 質問・意見の数2件） 平成25年4月13日（参加者29名 質問・意見の数0件）
準備書 説明会	平成27年10月16日（参加者66名 質問・意見の数1件） 平成27年10月24日（参加者31名 質問・意見の数0件）

※平成28年5月、評価書手続終了。

### 創意工夫の背景（事業者担当者へのヒアリング結果）

- ・ 社会との共生は、企業が当然追求すべきことであり、その考え方を社員で共有しながら説明会に臨みました。
- ・ そうした中、方法書の説明会まではナレーションも含めた全てを社員が担当しましたが、説明する分量がさらに多い準備書の説明会では、聞き取りやすく耳に心地よい説明の方が内容が伝わりやすいと考え、プロのナレーターを起用することとしました。

## 創意工夫の内容

### ■入念な説明会の準備

- ・説明会の会場は、事業地の所在地と、関係地域住民の集散の便のよい場所に設定しました。開催日時も平日の夜と土曜日の昼に設定しました。
- ・技術系社員だけでなく、事務系社員が見てもわかりやすい説明とすることで、住民の方々にとってもわかりやすい説明を目指しました。
- ・社内リハーサルを3回行い、住民役の社員から自由な発想で質問を出してもらったなどしました。

### ■プロのナレーターの起用

- ・説明会当日の司会進行は担当社員が行い、資料説明の際にスライドに合わせてプロのナレーターに原稿を読み上げてもらいました。
- ・ナレーションの原稿では言葉を分かりやすく書き下しました。
- ・直前まで原稿を推敲し、臨機応変な対応ができるよう、事前録音はしませんでした。

### ■その他の工夫

- ・専門的な内容の質問に備え、各分野のバックデータを準備してコンサルタントに待機してもらいました。
- ・司会進行上は、参加しやすく、やわらかい雰囲気づくり、親和性のある説明会を心掛けました。例えば、十分な間をとって話す、目を見ながら話す、質問が出やすいように十分時間をとった上で「いかがですか」と促すなどしました。
- ・登壇者の態度が不遜に見えないか、足癖が悪くないかなど、マナーチェックも行いました。



## ■創意工夫の効果

- ・耳に入りやすい伝わりやすいナレーションを実現でき、効果は十分にありました。(事業者担当者の声)
- ・説明会を傍聴しましたが、事業者の丁寧な説明が印象的でした。(地方公共団体環境アセスメント部局担当者の声)
- ・説明会に、より多くの住民に来ていただくことがコミュニケーションの観点から重要と考えられるため、説明会の周知を幅広く行うこと、参集の便を考慮することは、特に重要なことと思います。(地方公共団体環境アセスメント部局担当者の声)

## ■有識者のコメント (有識者については背表紙ご参照)

- ・説明会の本義である聴き手(関係住民等)に理解・納得して頂くという目的からスタートしている点はとても評価できます。おざなりや行き当たりばったりとしない事前の準備に、住民への思いやりが現れています。
- ・事業者の社内でも、多様な社員にわかりやすいように工夫することで、住民目線の説明ができている点が、参考になります。
- ・説明会では、動画により施設の完成時のシミュレーション結果を見せることなども有効でしょう。
- ・第三者(環境系ファシリテーターなど)に説明会の運営を補助してもらう方法も考えられます。

## 校区の自治協議会定例会などに出向き説明を実施

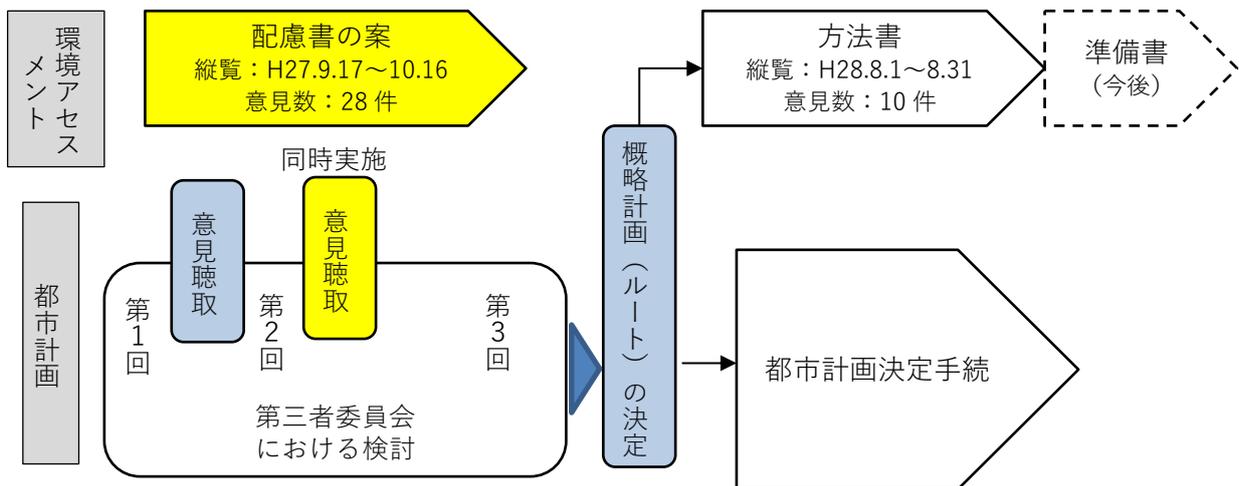
(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号都市高速道路 3 号線延伸事業【福岡市】

### 事業の概要

事業名	(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号都市高速道路 3 号線延伸事業
事業者	都市計画決定権者 福岡市
概要	福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセスの改善及び国道 3 号空港口交差点の混雑緩和に資することを目的として、福岡空港方面へ都市高速道路を延伸する事業。 ・ 起点：福岡市博多区豊二丁目付近 ～ 終点：福岡市博多区大字下臼井付近 ・ 延長：約 2km ・ 道路構造：4 車線、設計速度 60km/h (第 2 種第 2 級)

### 事例の位置づけ

この事例は配慮書段階においてパブリック・インボルブメントの手法と連携した取組です。



### 説明会の開催状況等

校区の自治協議会定例会での説明	平成 27 年 9 月～10 月 (計 12 回、参加者計約 200 人)
-----------------	---------------------------------------

※平成 29 年 2 月現在、方法書手続まで終了。

### 創意工夫の背景 (事業部局担当者へのヒアリング結果)

- ・「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(平成 25 年 7 月 国土交通省道路局)に基づき、複数のルート案の道路の概ねの位置や規模などについて、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に評価し、住民や第三者委員会等の意見を伺いながら計画の熟度を高めて、概略計画を決定することとしました。
- ・九州地方整備局管内における道路事業を対象としたパブリック・インボルブメントの先行事例を参考に、情報提供や意見聴取の方法を検討しました。

## 創意工夫の内容

- ・都市計画決定権者が自治協議会長に依頼し、校区の自治協議会定例会に出向いて説明しました。事前説明を含め12回実施し、約200名の方が参加しました。
- ・そのほか、一般住民を対象とするアンケート調査では、市情報プラザ、区役所情報コーナーでアンケート用紙を配布したほか、WEB調査を併用しました。また、空港利用者を対象に空港内でオープンハウスを実施しました。



写真提供：福岡市

説明会・アンケート調査・オープンハウスの実施の様子

## 創意工夫の効果

- ・空港周辺地域への影響が想定される事業だったため、地域住民への周知と意見聴取が必要と考え、自治協議会の定例会に出向き説明を行いました。このことにより、意見の提出（アンケート）に多数ご協力いただけましたと思います。（事業部局担当者の声）
- ・パブリック・インボルブメント手続と配慮書手続を同時に行うことによって、意見書の提出を待つのみでなく、事業者が自ら出向くことで、積極的な意見の聴取ができたものと考えられます。（地方公共団体環境アセスメント部局担当者の声）
- ・自治協議会や自治会長を通じた情報伝達は、住民に情報を伝える上でよいチャンネルです。定例会はよい機会でした。（地域住民の方の声）

### 苦労した点（事業部局担当者の声）

- ・パブリック・インボルブメントと配慮書に関する検討や準備を同時に行う必要があり、業務量が集中した点は大変であった。

## 有識者のコメント（有識者については背表紙ご参照）

- ・説明会の開催にとどまらず、事前の出張説明（アウトリーチ）による出向くという行為は、住民に歩み近づき、手を差し伸べるということを如実に表しており、住民第一の姿勢は非常に評価できます。
- ・少人数を対象とした説明を行うことにより、参加者一人ひとりと双方向のコミュニケーションを行うことができます。
- ・ある程度の意思決定ができる担当者が説明会に出席すると、その場で住民等の意見を受けた環境配慮の取組を回答することができ、意見が反映されたことがわかりやすくなることで、事業に対する理解がより進みます。
- ・WEB調査により広範な地域の方々の意見を取り入れ、自治協議会での説明により近隣の地域の方々とより密にコミュニケーションを図っており、これを併用することで対象とする方々に応じた適切なコミュニケーションがとられていると考えます。

## 「参加型アセスの手引き ～よりよいコミュニケーションのために～」

(平成 14 年環境省総合環境政策局環境影響評価課編)

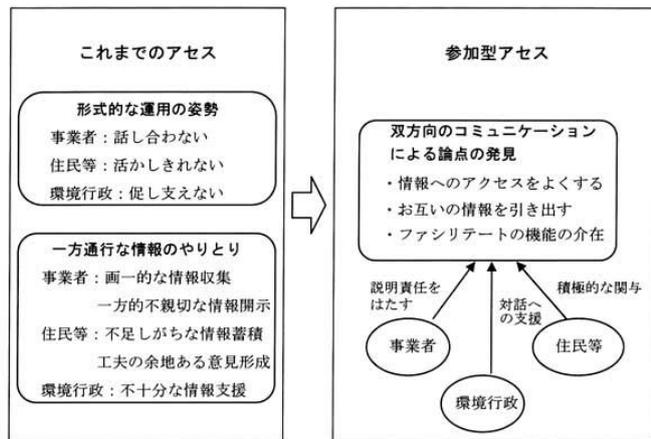
URL : <http://www.env.go.jp/press/3103.html>

### ■目的

- ・環境アセスメントにおけるコミュニケーションの状況や関連分野での先進的なコミュニケーション手法等について事例調査等を行うとともに、環境アセスメントにおけるコミュニケーションのあり方について検討し、事業者、住民等、環境行政といった環境アセスメントに関わる各主体にとってわかりやすい形に整理し手引きとしてとりまとめた。

### ■環境影響評価法におけるコミュニケーションの意義 ■参加型アセスとは

1. 方法書の段階で意見を出すことができたようになった。
2. 環境に関心のある者はすべて意見を出せるようになった。
3. 環境保全努力の相対評価が重視され、住民等の納得をうることがより必要になった。
4. 住民等の意識行動が評価の対象になり、住民等とのコミュニケーションが不可欠になった。



## 「よりよい環境アセスメントをめざして コミュニケーターのおすすめ」

(平成 20 年 5 月 社団法人日本環境アセスメント協会・研究部会 新領域研究会)

### ■報告書の目的

- ・コミュニケーターを、各種の事業が展開されていく中で、「望ましい意思決定」を行うために実施される「社会的合意形成」に寄与することを目的として、ステークホルダー間の効果的なコミュニケーションを実現するために第三者的に介入する人もしくはグループと定義し、環境アセスメントにおけるよりよいコミュニケーションの実現をサポートする制度としてコミュニケーターを導入していくためのガイドラインをとりまとめた。

### ■コミュニケーター宣言 (抜粋)

「コミュニケーターは、計画および事業における関係者間の意志疎通の促進を図ることによって、適切な環境保全策の組み込みに寄与する」

1. コミュニケーターは、環境アセスメントおよび環境全般に精通し、当該案件の関係者間の意思の疎通、齟齬の解明、双方利害の共通認識の醸成に専門的力量を発揮するなど、常にその本質を追求する。
2. コミュニケーターは、コミュニケーションを図ることによって計画や事業に環境保全策を組み込み、地域の環境目標の達成に寄与することを目指す。
3. コミュニケーターは、当事者間に対立が生じコミュニケーション不能状況がみられた場合にもこれを改善する機能を持たなくてはならない。
4. コミュニケーターは、実践現場において最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。コミュニケーターが必要な知識・技術とは、環境アセスメントおよび環境全般に係る知識、並びにコミュニケーション技術であり、これらを習得していることが必要であり、また継続的な技術向上に努める。

「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（解説）」

（平成 21 年 3 月 国土交通省）

■目的

- ・公共事業の構想段階に焦点を当て、計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資するため、標準的な計画検討手順と手順の各段階に実施すべき事項、計画検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進及び技術・専門的検討に関する基本的な考え方や留意事項をとりまとめたもの。

■住民参画促進に関する事項（抜粋）

第3 住民参画促進

双方向コミュニケーションを確保する上で重要となる4つの留意点

- ①住民参画の進め方を早期に公表すること
- ②計画策定者から積極的に情報提供すること
- ③住民・関係者等に対し、適切な参画の機会と期間を確保すること
- ④住民・関係者等からの意見・質疑等に対し、真摯に対応すること

（1）住民・関係者等の対象範囲の把握

当該事業に関わる住民・関係者等の対象範囲を適切に把握する上で考慮する項目

- ・事業の特性 ・地域の特性 ・関連事業の有無
- ・事業によってもたらされる影響（受益・負担）の範囲
- ・事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合

（2）コミュニケーション手法の選択

コミュニケーション手法の選択において考慮すべき項目

- ・目的 ・対象者 ・コミュニケーション手法の特性（メリット・デメリット等）
- ・予算や時間等とのバランス

目的・対象者に応じたコミュニケーション手法の例（抜粋）

方向性	コミュニケーション手法の例	主な対象者	特徴
情報提供	広報資料	配布地域の住民	文書を配布することで正確な情報提供が可能
	新聞・雑誌	一般市民	広範囲に正確な情報提供が可能
	マスメディア	一般市民	広範囲に情報伝達できるが、一過性でありイメージが優先される
	ホームページ	一般市民	広範囲に迅速かつ安価に多くの情報を伝達可能
	メーリングリスト	一般市民	広範囲に迅速かつ安価に情報伝達可能
	インフォメーションセンター	センター来訪者	写真、模型等を文書と組み合わせることでわかりやすい情報伝達が可能。
意見把握	ヒアリング	関係地域の住民、関係団体等	密度の濃い意見把握が可能。
	アンケート	関係地域の住民、一般市民等	広域・多数の対象から一定条件で意見把握が可能
	FAX、フリーダイヤル、Eメール	一般市民	広域・多数の対象者から迅速な意見把握が可能
	パブリックコメント	一般市民等	多様な意見把握が可能
意見整理・対応公表	説明会・公聴会等	関係地域の住民、関係者、一般市民等	直接的な意見交換が可能。関心の薄い人との意見交換には向かない
	関係者等の代表による協議会・座談会	地権者、地元住民等	対象を絞った継続的で密度の濃い意見交換が可能
	関係者等の代表によるワークショップ	関係地域の住民等	多様な意見交換が可能。一定のルールを設定することで冷静な議論が可能
	オープンハウス	一般市民等	正確な情報を直接的に伝達し、意見収集も可能。関心の薄い住民にも効果的
	フォーラム、シンポジウム	一般市民等	意見交換の場を公開することで、様々な立場の意見を市民に公開できる

「環境影響評価制度における情報交流について」

(平成 23 年 環境省)

URL : [http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota\\_02.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02.pdf)

■目的

・環境影響評価における情報交流の意義・目的を整理し、手続の各段階において事業者、住民等、地方公共団体の果たすべき役割を明らかにし、望ましい取組を促す。

■構成

1. 情報交流の意義・目的
2. 環境影響評価の各段階における情報交流の位置付け
  - (1) 配慮書手続 (2) 方法書手続
  - (3) 準備書・評価書手続 (4) 報告書手続
3. 環境影響評価法改正に伴う個別の情報交流手法に関する考え方
  - 別添 1 : 方法書段階における説明会開催に関する留意事項
  - 別添 2 : 環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方

「適切な環境配慮を組み込むために「環境アセスメントにおける情報交流の基本」

(平成 26 年 環境アセスメント学会)

URL : [http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/jouhoukouryuu.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/jouhoukouryuu.pdf)

■目的

・産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。  
 ・環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGO に基本的な情報を示す。  
 ・環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。

■構成

- はじめに
1. 情報交流の意義とポイント
  2. 環境アセスメントの各段階における情報交流
    - (1) 事業の計画段階
    - (2) 環境アセスメントの設計段階
    - (3) 環境アセスメントの実施段階
    - (4) 事業の実施・供用段階
  3. 情報交流に関わる人々
    - (1) 事業者 (2) 行政 (3) 専門家・学識者
    - (4) 実務者 (5) 市民・NGO
    - (6) 情報交流に関わる人々の相互関係
  4. 情報交流の場
  5. 情報交流に係る課題

「実践ガイド 環境アセスメント」

(平成 19 年 環境アセスメント研究会編集)

■目的

・環境アセスメント業務及びその審査に携わる技術者や学生・市民の方々向けに、よりよい環境アセスメントの実施や図書の作成のためのポイントについて実例を交えて紹介する。

■構成

- 第 1 章 環境アセスメント制度の概要
  - 第 2 章 環境アセスメント手法の概要
  - 第 3 章 環境アセスメントの実際
    - 第 1 節 事業種ごとの環境アセスメントのポイント
    - 第 2 節 よりよい方法書を作成するには
    - 第 3 節 よりよい準備書を作成するためには
      - 第 4 節 よりよいコミュニケーションを実現するには  
(環境アセスメントにおけるコミュニケーター機能)
- 資料編



この事例集は、以下の意見交換会でのご意見を踏まえ、作成しました。

環境アセスメントにおけるよりよいコミュニケーションに関する意見交換会（平成 29 年 3 月開催）

朝賀 広伸 創価大学 法学部 教授  
加藤 辰彦 （一社）日本環境アセスメント協会 事務局長  
傘木 宏夫 NPO 地域づくり工房 代表理事  
櫻井 貴之 川崎市 環境局 環境評価室 係長  
柳 憲一郎 明治大学 法科大学院 教授

（五十音順・敬称略）

<本事例集に関するお問い合わせ先>

環境省 総合環境政策局 環境影響評価課  
電話 : 03-3581-3351  
E-mail : sokan-hyoka@env.go.jp